事業概略書

事	事業		名	退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全 国調査
事	業	目	的	2014 年 4 月の精神保健福祉法改正において、精神科病院の管理者により、医療保護入院者に対して退院後生活環境相談員を選任すること、地域援助事業者の紹介に努めることやその他退院促進のための体制整備を図ることが義務づけられた。 本調査は、退院後生活環境相談員の選任・配置状況、退院に向けた業務の状況及び医療保護入院者退院支援委員会の開催等について調査することにより、退院後生活環境相談員の実態を明らかにし、効果や退院に向けた取組に関する課題等を検証する際の基礎資料とすることを目的として実施した。
事	業	概	要	精神病床を有する全国の病院 1,601 か所(悉皆)を対象として、次のアンケート調査を実施した。 調査 A:医療保護入院者の退院促進措置全般に関する調査(退院後生活環境相談員の職種別選任状況、退院支援委員会の開催状況、退院促進措置の実施効果、より一層の退院を促進するために必要な措置等) 調査 B:退院後生活環境相談員の業務に関する調査(退院に向けた相談業務、地域援助事業者等の紹介、医療保護入院者退院支援委員会に関する業務、退院調整に関する業務、早期の退院をより促進するために必要な取組み等)
事業実施結果 及び効果				本調査の結果から、医療保護入院者の退院促進措置の導入により、新規入院患者の退院促進に向けた院内連携は着実に進展していることが窺えた。一方、病院と地域援助事業者等との連携には課題が見られる状況が認められた。令和4年3月3日開催の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」において本調査の結果の概要を報告するとともに、退院促進措置の対象拡大や診療報酬による評価、退院後生活環境相談員1人当たりの担当数、地域援助事業者等の退院支援委員会への参加を促すための対策等について提言し、精神保健福祉法の見直しの検討に向けた基礎資料として活用された。
事	業	主	体	郵便番号:160-0015 所 在 地:東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビルフF 法 人 名:公益社団法人日本精神保健福祉士協会 電話番号/E-MAIL:03-5366-3152/office@jamhsw.or.jp

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず 提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。